

香川県報



第 92 号

平成 17 年

11月22日(火曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

告示
保安林の指定の解除
（みどり保全課） 一

生活保護法の規定による指定医療機関の指定の辞退
（健康福祉総務課）

生活保護法の規定による指定介護機関を廃止した旨の届出
" "

生活保護法の規定による介護扶助担当機関の指定
" "

家畜伝染病発生の告示
（畜産課） 二

道路の区域変更（二件）
（道路保全課）

道路の区域変更及び供用開始
" " 三

公告
肥料の登録の失効
（農業経営課）

告示

香川県告示第七百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成十七年十一月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 解除に係る保安林の所在場所

小豆郡内海町福田字近谷乙四六四の二三、乙四六四の二四（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的 公衆の保健

三 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を香川県環境森林部みどり保全課及び内海町建設農

林水産課に備え置いて縦覧に供する。）

香川県告示第七百五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十一条第一項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退があった。

平成十七年十一月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

辞退年月日	名称	所在地
平成一七、一〇、二〇	米岡医院	小豆郡内海町西村甲一〇七八番地一

香川県告示第七百六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成十七年十一月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

廃止年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成一五、三、三一	指定居宅介護支援事業所さかもと東かがわ市川東八番地	株式会社アイ・デイー・エム 高松市桜町一丁目三六一番地四	居宅介護支援事業
平成一五、四、三〇	通所介護あすか東かがわ市川東八番地	株式会社アイ・デイー・エム 高松市桜町一丁目三六一番地四	通所介護
平成一五、七、三一	グループホームあすか東かがわ市川東一〇六番地三	株式会社アイ・デイー・エム 高松市桜町一丁目三六一番地四	認知症対応型共同生活介護

平成一七、五、三一	指定訪問介護事業所あすか 東かがわ市川東八七番地二	株式会社アイ・デ イー・エム 高松市桜町一丁目 三六一番地四	訪問介護
-----------	------------------------------	---	------

香川県告示第七百七十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十七年十一月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成一五、四、一	指定居宅介護支援事業所さかもと 東かがわ市川東八七番地二	株式会社アイ・デ イー・エム 高松市桜町一丁目 三六一番地四	居宅介護支援事業
平成一五、八、一	グループホームあすか 東かがわ市川東八八番地	株式会社アイ・デ イー・エム 高松市桜町一丁目 三六一番地四	認知症対応型共同生活介護
平成一七、六、一	指定訪問介護事業所あすか 東かがわ市川東一〇六番地三	株式会社アイ・デ イー・エム 高松市桜町一丁目 三六一番地四	訪問介護
平成一七、一〇、七	デイセンター緑生 坂出市江尻町八三六番地五	医療法人社団愛生会 坂出市江尻町八三六番地五	通所リハビリテーション

香川県告示第七百八十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第四項の規定により、家

畜伝染病の発生について次のとおり告示する。

平成十七年十一月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者及び疑似患者の区分	頭数	発生の場所	発生年月日	転帰
ヨ一ネ病	牛	患者 一	一	仲多度郡仲南町大字十郷字大口 八七八一〇	平成十七年十一月十日	殺処分

香川県告示第七百九十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。
その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年十一月二十二日から同年十二月十三日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年十一月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

道路の種類	国道（一般）	道路の区域	二 路 線 名 四百三十六号
区 間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
小豆郡池田町大字池田字清水谷七番一地从先から	前	八・二 二六・二	二〇三
小豆郡池田町大字蒲生字西風呂甲三六番一地从先まで	後	一六・四 三八・四	二〇三
小豆郡池田町大字蒲生字東脇甲六五七番一地从先から	前	一一・四 三四・六	二五〇
			交通安全施設整備事業による現道拡幅

小豆郡池田町大字蒲生字東篠甲九 五四番一地先まで	後	一六・八 四六・〇	二五〇	
小豆郡池田町大字蒲生字東篠甲九 五七番一地先から	前	九・〇 一五・四	九〇	
小豆郡池田町大字蒲生字東脇甲五 八三番一地先まで	後	一〇・六 一七・六	九〇	

香川県告示第七百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年十一月二十二日から同年十二月十三日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年十一月二十二日

香川県知事 真鍋 武紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 三都港平木線（二百五十号）
- 三 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
小豆郡池田町大字神浦字松山甲六 五四番三九地先から	前	三・〇 七・〇	五三	道路改修工事に伴う現道拡幅
小豆郡池田町大字神浦字松山甲六 五四番五一地先まで	後	五・五 八・〇	五三	

香川県告示第七百十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次

のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年十一月二十二日から同年十二月十三日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年十一月二十二日

香川県知事 真鍋 武紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路線名 土庄内海線（二十六号）
- 三 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
小豆郡土庄町小部字江尻甲二八六番一地先から	前	七・一 八・四	二四〇	地方道整備臨時交付金事業による現道拡幅
小豆郡土庄町小部字江尻甲二四一番地先まで	後	一一・〇 一二・一	二四〇	

四 道路の供用開始

区 間	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
小豆郡土庄町小部字江尻甲二八六番一地先から	八・四 十二・一	二四〇	区域変更区間のうち一部未供用

五 供用開始の期日 平成十七年十一月二十二日

公 告

香川県公告第六百五十一号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百七号）第十四条の規定により、次の肥料の登録が平成十七年十月二十日に失効したので、同法第十六条第一項の規定により、次のとおり公告する。

平成十七年十一月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
香川県第七二九号	肉骨粉	ミートボンミール	窒素全量 八・〇 りん酸全量 一〇・〇	該当なし	株式会社 カガワミール 香川県坂出市昭和町2丁目7番9号

